

《柔道整復師（整骨院・接骨院）の正しいかかり方》

整骨院や接骨院にかかる時には、国民健康保険が「使える場合」と「使えない場合」があります。一人一人が国民健康保険の使える範囲を正しく理解することが、医療費適正化につながります。

【国保が使える場合】

- 骨折、脱臼、打撲及び捻挫（肉離れを含む）の施術
※骨折及び脱臼については、緊急時を除き医師の同意が必要です。
※外傷性で慢性に至っていない負傷が対象となります。



【国保が使えない場合】

- 単なる（疲労や慢性的な要因による）肩こりや筋肉疲労
- 神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニア等が原因の痛みやコリ
- 外傷性でなく負傷日時がはっきりしない痛み

【治療を受けるときの注意点】

- 整骨院・接骨院にかかるときは、負傷の原因を正しく伝えましょう。
- 「療養費支給申請書」に記載されている負傷原因、負傷名、日数、金額を必ず確認してからご自分で署名しましょう。
- 第三者行為（交通事故等）が原因の場合は、速やかにお住まいの市町又は組合の窓口連絡しましょう。届出が必要となります。

御不明な点がございましたら、お住まいの市町又は組合の窓口にご連絡ください。